

**食品安全委員会への意見の要請の仕組み**  
**(化学物質専門調査会関係)**

食品安全基本法(以下「基本法」という。)の規定に基づき当委員会が意見を求められる場合は2つに大別される。

(1) 個別法により関係大臣が食品の安全性の確保に関する施策の策定を行おうとする場合(基本法第24条第1項)

(厚生労働省)

食品衛生法

食品の規格基準等を定めようとするとき

(2) (1)以外に関係各大臣が必要があると認める場合(基本法第24条第3項)

(参考)

食品安全基本法(平成十五年五月二十三日法律第四十八号)(抄)

最終改正:平成十五年六月十一日法律第七十四号

(所掌事務)

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

(委員会の意見の聴取)

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法第四条第二号 ただし書(同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を害う虞がない場合を定めようとするとき、同法第四条の二第一項 から第三項 までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第五条第一項 の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第六条 に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項 (同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)若しくは同法第十条第一項 (同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第十九条の十八第一項 の規定により基準を定めようとするとき。

3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。